

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

第4準備書面

平成26年12月25日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

原告訴訟代理人弁護士

山 田 延



同

原 田 武彦



同

風 呂 橋 誠



同

工 藤 勇



同

仲 田 誠



同

谷 本 素



同

松 岡 幸



同

松 岡 正志



第1 進行協議期日の評価等

- 1 平成26年11月17日午後2時30分に被告事務所において開かれた進行協議期日において、被告は、乙第19号証の4の3の1ないし6の「早稲田自動車学園中途解約返金事務処理規定」を消費税率8%に対応させた現行の規定（以下「本件規定」という。）に基づき、被告に入校して自動車教習を受けようとする消費者に対し、中途解約に係る返金額の算定方法を含む自動車教習契約の内容を説明する様子を、被告職員を役者として実演した。
- 2 上記実演は、約40分に及び、実際に個々の消費者に対して当該実演と同じ丁寧な説明を毎回行っているのかは疑念なしとしないが、本件規定が被告職員に周知徹底され、消費者にその内容が十分に伝わる運用がなされているのであれば、現行の被告と消費者との間の自動車教習契約における中途解約条項は、基本的には消費者契約法に違反するものではなくなったと考えている。
- 3 ただし、本件規定における「払戻金計算表」（消費税率8%対応前の乙19の4の3の5及び6参照）に記載された、払戻金を算出するための計算式（以下「本件算式」という。）に一部誤りがあるとみられるので、後記第2のとおりこれを訂正されたい。
- 4 上記の訂正がされた場合には、原告は、民訴規則67条1項6号に基づき、口頭弁論調書に①被告の契約関係書類等の改定時期と改定内容を整理して、②本件訴訟の提起後にこれらが適正な内容に改定されたことを確認する旨の記載を受けることをもって、訴えの全部を取り下げることとしたい。

第2 本件算式の訂正要求

- 1 本件算式は、次のとおりである（乙19の4の3の5及び6参照）。
$$\text{払戻金 (F)} = \text{教習料金 (A)} + \text{オプション (B)} - \text{割引 (C)} - \text{申込金 (D)} - \text{消化分 (E)}$$
- 2 ここで、「教習料金 (A)」には、割引が適用された後の金額が表示されており（乙19の1、乙19の4の3の5及び6参照）、さらに「割引 (C)」を控除する理由は、「中途解約される場合、『割引の適用』はありません」と説明されて

いる（乙19の4の3の2ないし4参照）。

- 3 このように、本件算式においては、消費者への払戻金の額を算出するのに、割引が適用された後の教習料金からさらに割引額を控除する取扱いになっており、二重に割引額が差し引かれるものとなっている。
- 4 すなわち、「教習料金(A)」に割引後の額を設定するのであれば、計算結果である「払戻金(F)」は、既に割引額だけ少なく算出されるのであるから、ここからさらに「割引(C)」を控除するのは、本件算式の誤りである。
- 5 他方、仮に「教習料金(A)」が割引前の額なのであれば、そのまま計算すると「払戻金(F)」が割引額だけ多くなってしまうため、割引の適用をなくすため、「割引(C)」を別途差し引く必要がある。
- 6 以上の次第で、本件算式は、①「－割引(C)」と差し引く部分を削除するか、②「教習料金(A)」を割引が適用される前の金額に修正する必要があるので、被告は、本件規定に上記いずれかの訂正を施されたい。
- 7 なお、本件算式について上記の誤りが生じた理由については、乙第15号証の2の「誓約書」3項(3)では、「基本料金から入校申込金、割引料金及び教習実施分を差し引いて返金される」と正しく表示されていたのが、乙第15号証の4の「誓約書(契約)」3項(3)において、「教習料金等から『入校申込金・割引料金・教習実施分』のほか『仮免受験・検定受検時はその手数料』および『教習教材等の売買相当額』を差し引きして返金される」と改定した際に、基本料金（すなわち割引前の額）から割引額を差し引くという処理について、割引後の教習料金からさらに割引額を差し引くと誤解したことにあると思われる。
- 8 おって、この点はやや理解が難しい面があるので、簡単化したモデル料金を用いて説明した別紙も参照されたい。

以 上

(別紙)

モデル料金による説明

第1 単純化したモデル料金

申込金 2万円

教習料 28万円 (1万円×28回)

合計 30万円

割引 3万円

実額 27万円 (入校時に実際に支払う額)

第2 中途解約返金額

教習を1回受けて解約した場合

1 考え方

(1) 卒業していないので割引の適用はない。

(2) 申込金は返金されない。

2 割引の適用をなくした返金額

(1) 本来の処理

ア 消費者→教習所 割引額3万円を追納 (割引の適用をなくす)

イ 教習所→消費者 未消化の教習料27万円を返金する。

ウ 帰結 計30万円を支払って27万円の返金 (-3万円)

(2) 本件算式による処理

ア 返金額=27万円-3万円(割引額)-2万円(申込金)-1万円(消化分)
=21万円

イ 帰結 27万円を支払って21万円の返金 (-6万円)

3 小括

上記のとおり、本件算式によると、割引の適用をなくす本来の処理よりも、さらに割引分だけ返金額が減少する (教習を2回以上受けた場合も同じ)。

第3 結論

以上の次第で、本件算式は、①「-割引(C)」と差し引く部分を削除するか、
②「教習料金(A)」を割引が適用される前の金額に修正する必要がある。

以上